

鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条第3項の規定に基づき、町内会等が防犯カメラを設置する事業（以下「補助事業」という。）について、鹿児島市補助金交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）及び要綱で定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、当該業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(補助金の交付の申請)

第2条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、街頭防犯カメラ設置費補助金交付申請書（様式第1号）に要綱第6条第1項第3号に規定する書類を添えて、地区防犯団体連合会に対してその定める期間に提出しなければならない。

2 地区防犯団体連合会は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、当該防犯カメラの設置に関する必要性、優先順位等の意見を添付し、規則第4条に規定する補助金の交付申請を鹿児島市長（以下「市長」という。）に行うこととする。

(補助金交付の決定)

第3条 地区防犯団体連合会は、前条第2項の規定による申請により、市の補助金交付決定を受けたときは、速やかに交付決定を行い、街頭防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 地区防犯団体連合会は、前条第2項の規定による申請により、市の補助金を交付することが不相当と認められた場合は、申請者に対し、その理由を付して通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第4条 地区防犯団体連合会は、補助金交付を決定する場合において、要綱第8条第2項に規定する条件を付するものとする。

(補助事業の変更)

第5条 申請者は、補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合及び補助事業を中止又は廃止する場合においては、街頭防犯カメラ設置費補助金変更等承認申請書（様式第3）に必要な書類を添付して、地区防犯団体連合会に提出しなければならない。

2 申請者は、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに地区防犯団体連合会に報告してその指示を受けなければならない。

(事業内容の変更等の申請と承認)

第6条 地区防犯団体連合会は、前条に規定する申請及び報告があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、規則第6条第2項に規定する補助事業変更等の承認申請を鹿児島市長（以下「市長」という。）に行うこととする。

2 前項の申請により、変更等の承認を受けたときは、速やかに承認を行い、街頭防犯カ

メラ設置費補助金変更等承認通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。
(事情変更による決定の取消し等)

第7条 地区防犯団体連合会は、地区防犯団体連合会の当該補助事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消されたときは、同様に補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
(補助事業の遂行)

第8条 申請者は、法令、条例及び規則(以下「法令等」という。)の定め及び補助金の交付の目的に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。
(実績報告)

第9条 申請者は、補助事業を完了したときは、補助事業実績報告書(様式第5号)に要綱第9条第1項第1号に規定する書類を添えて、地区防犯団体連合会に対して、その定める期間までに提出しなければならない。

2 地区防犯団体連合会は、前項の実績報告書を受領したときは、当該書類に係る書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果を適当と認めるときは、規則第14条に規定する実績報告を市長に行うこととする。
(補助金の額の確定等と支払)

第10条 地区防犯団体連合会は、前条第2項の規定による申請により補助金確定通知を受けたときは、速やかに補助金の額の確定を行い、街頭防犯カメラ設置費補助金確定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第7号)に関係書類を添えて地区防犯団体連合会に提出しなければならない。
(補助金の返還)

第11条 地区防犯団体連合会は、要綱第10条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 地区防犯団体連合会は、前項の返還を請求するときは、当該補助金受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95%の割合で計算した加算金を併せて当該申請者から徴収するものとする。
(防犯カメラの処分の制限及び関係書類の整備)

第12条 補助事業者は、補助金交付及び設置に係る書類を事業完了後5年間、保管しておかななければならない。

2 設置された防犯カメラは設置後、5年間については、地区防犯団体連合会の承認を受

けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、破棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

付則

この規程は、鹿児島市長の承認を受けた日から施行する。